

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市における営農飲雑用水の改善を図るため、給水施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給水施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(施設の用途)

第3条 南相馬市営農共同給水施設(以下「施設」という。)の用途は、次のとおりとする。

- (1) 集落住民の飲雑用水
- (2) 営農に必要な用水

(使用の承認)

第4条 施設を使用する者は、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を承認してはならない。

- (1) 施設及びその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第5条 市長は、前条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その使用を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(使用料)

第6条 使用料の額は、250リットル当たり105円とする。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納入方法)

第7条 前条の使用料は、納入通知書によって納めなければならない。

(損害賠償等)

第8条 使用者は、施設の使用中に故意又は過失により、設備若しくは備品等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償し、これを原状に回復しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、施設の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町営農共同給水施設設置条例(平成7年小高町条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年2月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
北鳩原地区営農共同給水施設	南相馬市小高区北鳩原字柿木下43番地の3
片草第1地区営農共同給水施設	南相馬市小高区片草字北原58番地の3
片草第2地区営農共同給水施設	南相馬市小高区片草字荒神前79番地の4
小高地区営農共同給水施設	南相馬市小高区小高字八景57番地の2